

『令和2年改正個人情報保護法Q & A』 追記

本書におきまして、以下を追記いたします。

中央経済社

該当箇所	追記前	追記後
P4 解説 上から3～4行目	政令で定める日から施行することとされているため (附則1条), 2022年6月までには施行される。	政令で定める日から施行することとされているため (附則1条), 2022年6月までには施行される ¹ 。 (脚注1を追加) 1 ペナルティに関する規定の施行日は, 2020年12月12日である。